

第4章 住民、事業所の基本的責務

第1節 住民の役割

第1 住民の役割

1 自己管理

災害に備え、建物の補強、家具の転倒防止等に配慮し、食料や日常品の備蓄、救急用品及び常備薬等の緊急時持ち出し品の管理等、地域の住民自らが心がけ、被害の拡大防止に努めるものとする。

2 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救護活動に協力をする。

第2 自主防災組織の役割

1 住民の相互協力

災害発生時には、地域住民が協力して消火、救援活動を行えるように、常から地域の連帯感を高め、地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

2 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救護活動に協力をする。

第2節 事業所の役割

1 従業員、利用者等の安全確保

防火等に対する管理体制を強化し、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員及び利用者などの安全を確保する。

2 地域への貢献

事業活動において、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

3 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救護活動に協力をする。

第5章 計画策定の方針

この計画は、島本町域の防災対策に関し、町をはじめとする防災関係機関等を通じて必要な体制を確立、責任の所在を明確にするとともに「災害予防」「災害応急対策」及び「災害復旧」について必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。計画の樹立並びに推進にあたって、次の諸点を基本とする。

1 防災アセスメント調査の活用

本計画の見直しに先立って、平成7年度、8年度の2年間にわたって防災基礎アセスメント及び防災詳細アセスメントを実施した。

この結果は、「第1編 総則 第2章 計画の前提条件 第4節 災害危険性と被害想定」に被害想定結果を示したほか、「資料1-2-4-1 島本町防災アセスメントの概要」にも示してあり、結果を踏まえ、今後の防災対策に活用する。

2 住民意向の反映

平成7年度の防災アセスメント調査において、住民の防災意識に関する住民意向調査を実施した。この結果を見ると、住民の防災力の向上に関して、防災訓練への参加については、「参加したことがある」と答えた者が14%と少なく、また、自主防災組織についても「わからない」と答えた者が多い。今後、住民の自主的な防災活動を推進するための施策を一層推進するものとする。

また、町に対する対策・要望については、「避難所の充実」「応急医療対策」「通信網の整備」「災害時の情報提供」などが上位を占めており、今後の防災対策を推進するうえで、住民意向を反映した施策推進に努める。

3 防災事業の推進

治山治水をはじめとする防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

4 自主防災体制の確立

災害を未然に防止し、災害に対処するため、町は、町域内の事業所等の防災に関する組織や地域住民の自主的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。

5 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的・有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

6 防災業務施設、設備及び物資の整備、備蓄

防災関係機関は、災害時に円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備・備蓄を図る。

7 関係法令の遵守

防災関係機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法及びその他の防災関係法令の定めるところにより、防災に関し万全の措置を講じるとともに、住民は防災関係機関の活動に積極的に協力し、防災に寄与するよう努めるものとする。